

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（持参方式）に付します。

令和 8 年 1 月 13 日

名古屋市住宅供給公社 理事長 寺澤 雅代

入札に関する事項	〔1〕	業務委託名	東照ビル及びシティコーポ東照の管理等業務委託
	〔2〕	業務委託場所	名古屋市中区丸の内二丁目 2 番 15 号外 1 か所
	〔3〕	業務委託内容	警備業務およびビル保守点検業務 （業務概要） ① 警備業務（事務所部分：東照ビル及びシティコーポ東照） ② 空調衛生設備保守点検業務（事務所部分：東照ビル及びシティコーポ東照） ③ ビル管理法に基づく害虫調査・空気環境測定・汚水槽雑排水槽点検清掃業務（事務所部分：東照ビルのみ） ④ 給排水設備・排風設備保守業務（住宅部分：東照ビルのみ） ⑤ 貯水槽清掃業務（住宅部分：東照ビルのみ）
	〔4〕	契約期間及び履行期間	契約期間：契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで 履行期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（4 年）
	〔5〕	予定価格(税抜)	19,419,000 円（年額） ※77,676,000 円（4 年）
	〔6〕	支払条件	前払金…無 部分払…無 定期払…2 ヶ月に 1 度
競争入札参加資格	〔7〕	登録区分	名古屋市競争入札参加資格登録「業務委託」及び「工事請負」
	〔8〕	登録業種	次の名古屋市競争入札参加資格登録をすべて満たす者であること。 登録区分「業務委託」…「保守・点検・修理」、「警備」及び「施設の運営管理」 登録区分「工事請負」…「管工事」及び「電気工事」
	〔9〕	事業所の所在地	名古屋市内に本店を有すること。
	〔10〕	履行実績	建物の延床面積が 20,000 ㎡以上であるもの（同一敷地内または隣接敷地内の複数建物を一体的・総合的に管理している場合は、延床面積を合算することができます）において、元請けとして過去 4 年間（令和 4 年 4 月 1 日から公告日まで）継続して、警備業務およびビル保守点検業務を履行した実績を有すること。 なお、警備業務とビル保守点検業務の履行実績は、同一契約である必要はありません。また、公告日現在履行中であるものを含みます。
	〔11〕	技術者	〔3〕②関連 自社に所属する、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下、「ビル管法」。）に基づく建築物環境衛生管理技術者の資格保有者を業務代理人として配置できること。 〔3〕⑤関連 ・自社が、ビル管法第 12 条の 2 第 1 項の登録（建築物飲料水貯水槽清掃事業登録）を有すること。 ・ビル管法施行規則第 28 条四に基づく厚生労働大臣が指定する登録団体の講習を受けた者またはビル管法の建築物環境衛生管理技術者を監督者として配置できること。 ・ビル管法施行規則第 28 条五に基づく厚生労働大臣が指定する登録団体の講習（自社又は社内研修は不可）を受けた者を作業従事者として配置できること。
	〔12〕	その他	共同企業体での本入札への参加はできません。
入札の手続等	〔13〕	設計図書の入手法等	公社ホームページ「設計図書の申込について」を参照してください。 （申込期限）令和 8 年 1 月 19 日（月）正午まで（必着）
	〔14〕	質問の受付期限	令和 8 年 1 月 27 日（火）午後 5 時まで（必着）
	〔15〕	質問の回答期限	令和 8 年 2 月 3 日（火）午後 5 時まで
	〔16〕	入札日及び入札場所	<u>令和 8 年 2 月 12 日（木） 午前 9 時 00 分から午前 9 時 30 分まで（時間厳守）</u> <u>名古屋市住宅供給公社 総務課</u>

入札 の 手 続 等	[17]	開札日時	[16]の終了後			
	[18]	申請書等の提出 期限	令和8年2月16日（月）正午（時間厳守）			
	[19]	予定価格の設定 方法	総額	[20]	契約保証金	納付
	[21]	調査基準価格	設定する	[22]	最低制限価格	設定しない
	[23]	注意事項	本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約です。			
	[24]	契約担当部署	〒451—0061 名古屋市西区浄心一丁目1番6号 名古屋市住宅供給公社 総務部総務課経理係 電話 052—523—3942 FAX 052—523—3859			

※その他参加資格等詳細については次頁以降を参照してください。

1 入札後資格確認型一般競争入札の競争入札参加資格について

(1) 入札参加者は、**競争入札参加資格[7]** から**[12]**までに定める競争入札参加資格を満たすほか、次に掲げる資格をすべて満たしていなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

イ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱及び名古屋市住宅供給公社指名停止要領に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める名古屋市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める名古屋市の競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 入札公告の日から落札決定までの間に、指名停止の期間がない者であること。

カ 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

(2) 注意事項

ア **競争入札参加資格[7]**及び**[8]**に示す登録区分及び業種・等級区分は、名古屋市における令和 7 年度及び令和 8 年度競争入札参加資格の認定を本公告に記載した開札日現在において受けていること。

イ **競争入札参加資格[9]**において事業所の所在地を求める場合は、本公告に記載した開札日現在において当該事業所を有する者であること。また、**競争入札参加資格[7]**に示す登録区分が「工事請負」である場合、当該事業所が**競争入札参加資格[8]**に示す業種・等級区分の認定に必要な建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「建設業法」という。）第 3 条に規定する建設業の許可を受けている者であること。ただし、同条第 1 項ただし書きに規定する軽微な建設工事の請負のみを行おうとする者を除きます。なお、事業所の所在地を求めるときの「本店」とは、名古屋市における令和 7 年度及び令和 8 年度競争入札参加資格において本店として登録した事業所（「工事請負」においては建設業法上の主たる営業所）をいいます。

ウ **競争入札参加資格[7]**に示す登録区分が「工事請負」であって、**競争入札参加資格[10]**において共同企業体の実績を施工実績として申請するときは、その申請者の当該共同企業体における出資比率が 20%以上であること。（異業種による共同企業体の実績を施工実績として申請するときは、その申請者の当該共同企業体における分担業種と施工実績で求められる業種が同一であることが確認できること。）

エ **競争入札参加資格[10]**において実績を求めるときの「その他別に定める法人」とは、以下の法人をいいます。

(ア) 建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 45 条に規定する公共法人、又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人（地方住宅供給公社、地方道路公社及び高速道路株式会社等）

なお、上記法人には、実績として申請する契約の当時において、これらに該当していた法人を含みます。

(イ) 公益財団法人名古屋まちづくり公社（（旧）財団法人名古屋都市整備公社を含む。）

(ウ) 公益財団法人名古屋みどりの協会（（旧）財団法人名古屋みどりの協会を含む。）

(エ) 中部国際空港株式会社

オ **競争入札参加資格[11]**において技術者の資格を求める場合は、各種資格者証又は講習修了証等を有する者であること。監理技術者を配置するときは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

カ **競争入札参加資格[7]**に示す登録区分が「工事請負」であって、**競争入札参加資格[11]**において技術者に施工経験を求める場合は、施工実績として申請する工事にかかる工期のうち、求める施工経験に相当する部分について 50%以上の従事期間を有する者であること。

キ **競争入札参加資格[7]**に示す登録区分が「工事請負」であって、**競争入札参加資格[11]**において技術者を求める場合で、配置する主任技術者又は監理技術者は、入札参加者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 か月以上の雇用関係）にある者であること。

ク 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第

185号)、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)又は有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)によって設立された事業協同組合等(以下「組合」という。)と当該組合の組合員との双方が同時に本入札に参加することはできません。(官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者で特別な理由があり適当と認められた場合を除く。)

(3) 経常建設共同企業体の取扱い

ア (1)の資格については、経常建設共同企業体の全ての構成員が要件を満たす者であること。

イ **競争入札参加資格[7]及び[8]**に示す登録区分及び業種・等級区分は、経常建設共同企業体として要件を満たす者であること。

ウ **競争入札参加資格[9]**において事業所の所在地を求める場合は、経常建設共同企業体の代表構成員において要件を満たす者であること。

エ **競争入札参加資格[10]**において実績を求める場合は、経常建設共同企業体又は経常建設共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

オ **競争入札参加資格[11]**において技術者を求める場合は、経常建設共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

(4) 特定建設工事共同企業体の取扱い

競争入札参加資格[12]において特定建設工事共同企業体での本入札の参加が可能とされている場合、特定建設工事共同企業体の構成員は2者とします。

ア (1)の資格については、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が要件を満たす者であること。

イ **競争入札参加資格[7]及び[8]**に示す登録区分及び業種・等級区分は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が要件を満たす者であること。

ウ **競争入札参加資格[9]**において事業所の所在地を求める場合は、特定建設工事共同企業体の代表構成員において要件を満たす者であること。

エ **競争入札参加資格[10]**において実績を求める場合は、特定建設工事共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

オ **競争入札参加資格[11]**において技術者を求める場合は、特定建設工事共同企業体のいずれかの構成員において要件を満たす者であること。

カ **競争入札参加資格[12]**においてその他の要件を求める場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員において要件を満たす者であること。

(5) 建設業許可と下請金額について

競争入札参加資格[12]において下請金額の総額が5,000万円以上(建築工事の場合は8,000万円以上)になる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

2 入札の手続等について

(1) 契約条項を示す場所及び担当部局

入札の手続等[24]に示す契約担当部署

(2) 設計図書の入手方法等

入札の手続等[13]によります。

公社ホームページにおける「企業・事業者の方へ」のページ(<https://www.jkk-nagoya.or.jp/kouzi/>)(以下、「事業者向けページ」という。)に掲載する「設計図書の申込みについて」を参照し、申込期限(公社受信時刻による)までに申し込んでください。申込期限以降の申込みは受付できません。

申込先 youdo@jkk-nagoya.or.jp

申込後は、公社よりパスワードを通知しますので、事業者向けページに掲載するデータファイル(PDF形式)を開いて、設計図書を表示(パスワードの入力が必要です。)してください。パスワードは、1月20日(火)に発送(1月21日(水)到着予定)します。

なお、ホームページにデータファイルを掲載する期間は、**入札日の前日(入札日の前日が休日である場合は直前の営業日)の午後5時まで**となります。

※設計図書の申込みをしないで、入札に参加することはできません。

(3) 本公告及び設計図書(以下、「設計書等」という。)に対する質問

ア 質問方法

質問書(WORDで作成)を添付ファイルとして、(2)のアドレスへメール送信してください。

イ 受付期限

入札の手続等[14]によります。

ウ 質問に関する回答

入札の手続等[15]に示す期限までに質疑・回答書をすべての設計図書申込者へ通知します。閲覧はいたしません。

3 入札の方法等について

(1) 入札の方法

本入札は、入札を持参方式で行います。

(2) 入札書の作成

設計図書等と併せて交付する所定の入札書は、**入札金額を年額で記載するものとし**、インク又はボールペン等容易に修正できない方法により、黒色又は青色で記載して押印してください。

(3) 積算内訳書の提出方法

ア 入札参加者は、入札書に記載する金額の算定根拠となった積算内訳書を作成して下さい。積算内訳書は、入札参加者の商号又は名称、入札日及び入札件名を記載してください。合計金額は**入札金額（年額）**と一致させてください。

イ 作成された積算内訳書について、落札候補者に対し提出を求めるものとします。また、提出された積算内訳書について、必要があると認められる場合には、当該積算内訳書を提出した者に説明を求めるとともに、指示をすることがあります。この指示に従わないときは、その入札を無効とすることがあります。

(4) 入札書及び積算内訳書の提出期間

ア 入札書については、**入札の手続等[16]**に定める入札日時に提出してください。

イ 積算内訳書については、落札候補者となる旨の通知を受けたのち、速やかに提出してください。

(5) 落札の決定

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札参加者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載して下さい。

(6) 入札回数

1 回

4 開札について

(1) 開札日時及び開札場所

ア 開札日時

入札の手続等[16]に定める入札終了後に行います。

イ 開札場所

名古屋市西区浄心一丁目 1 番 6 号

名古屋市住宅供給公社 総務課

(2) 開札については、**入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。**

(3) 開札にあたっては、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち最低価格入札者を落札候補者とします。開札時の落札決定は行わず、落札保留の取り扱いとします。

また、同価の入札があった場合は、順位を決定するため、該当者に別途抽選の案内をします。

(4) 最低制限価格制度の適用

入札の手続等[22]において最低制限価格を設定する場合は、名古屋市住宅供給公社最低制限価格取扱要領の対象とし、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者であってもその入札価格が同要領で定める最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札者は落札候補者となりません。

5 入札の無効について

次に該当する入札は、無効とします。

(1) 名古屋市住宅供給公社競争入札参加者手引第 12 の規定に該当する入札

(2) 1(2)クにおいて、本入札に同時に参加できない組合とその組合の組合員との双方が、本入札に参加した場合、その組合のした入札

(3) 公正かつ適正な見積りにより積算内訳書が作成されていないことが確認の結果明らかとなった場合等入札に関する条件に違反した入札

6 競争入札参加資格確認申請書の提出方法等について

落札候補者となった者は、競争入札参加資格の確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出して下さい。なお、**競争入札参加資格[9]**において事業所の所在地を求める場合で、当該事業所が名古屋市において令和7年度及び令和8年度の競争入札参加資格登録されている事業所と異なるときは、**競争入札参加資格[9]**が確認できる書類（建設業許可の内容がわかるもの、商業登記簿、納税証明書の写し等）を提出してください。

(1) 提出方法

落札候補者は、申請書等を**持参**により提出するものとします。郵送による提出は認められません。

(2) 提出先

入札の手続等[24]に示す契約担当部署

(3) 提出部数

1部

(4) 提出期限

入札の手続等[18]によります。

(5) 注意事項

ア 競争入札参加資格の確認の結果、当該入札者に資格がないと認められたときは、次順位の者を落札候補者とし、(1)と同様の手続により、資格の確認を行うものとします。

イ 申請書等の提出は、落札候補者決定通知日の翌日から起算して原則として2日（休日は含まない。）以内に持参により行わなければなりません。

ウ 落札候補者がイに定める提出期限内に申請書等の提出をしないとき、落札候補者が入札参加資格確認のための指示に応じないとき又は申請書等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札は、無効とします。

エ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

オ 提出された申請書等は返却しませんが、提出者に無断で他の用途に使用することはありません。

カ 落札候補者の都合により、一度提出された申請書等の訂正又は差し替えを行うことは認められません。（契約担当部署からの指示があった場合を除く。）

キ 申請書等の作成にあたり虚偽記載をした者等契約の相手方として不適当であると認められるときは、指名停止を行うことがあります。

ク 本入札案件が建設業法第27条の23第1項に規定する政令で定める建設工事である場合は、競争入札参加資格に示す業種の認定に必要な同条に規定する経営事項審査を受けていることが確認できる資料を提出して下さい。その場合の提出方法及び提出期限は申請書等と同じとします。

7 申請書等に関する問い合わせ先について

入札の手続等[24]に示す契約担当部署

8 落札者の決定について

(1) 落札候補者は、競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた場合は、落札者として決定されます。

(2) 落札者の決定は、**ファックス**により、落札者の名称を記載した通知が入札者全員に通知されます。

(3) 低入札価格調査制度の適用

入札の手続等[21]において調査基準価格を設定する場合は、名古屋市住宅供給公社低入札価格調査要領の対象とし、落札候補者の入札価格が同要領第2条で定める調査基準価格に満たない金額の場合は、同要領第5条の規定に基づき調査を行うものとします。この場合、同要領第6条第1項の規定により当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者であっても落札者とならない場合があります。なお、**入札の手続等[21]**において調査基準価格を設定する工事請負契約及び建築物清掃の委託契約については、あらかじめ失格基準価格を設定し、入札金額が失格基準価格に満たない入札は失格となります。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等について

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知します。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日（休日は含まない。）以内に、無資格理

由について、書面により説明を求めることができます（様式自由）。

- (3) (2)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行います。
- (4) 共同企業体として申請書等を提出した場合は、(1)における通知及び(3)の回答は共同企業体の代表構成員に対し行います。
- (5) (2)の書面の提出先……**入札の手続等[24]**に示す契約担当部署

10 再苦情の申立て等について

- (1) **競争入札参加資格[7]** に示す登録区分が「工事請負」又は「測量・設計」である場合、無資格理由の説明に不服がある場合は、無資格理由の説明に係る書面を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、理事長に対して所定の再苦情申立書を提出することにより、再苦情の申立てを行うことができます。
- (2) (1)の申立書の入手先及び提出先……**入札の手続等[24]**に示す契約担当部署

11 その他

- (1) 入札保証金の納付義務
免除します。
- (2) 予定価格の設定方法
入札の手続等[19]によります。
- (3) 契約保証金の納付義務
ア **入札の手続等[20]**によります。
ただし、契約保証金が「納付」の場合において、名古屋市住宅供給公社競争入札参加者手引第 21 第 2 項に規定する有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除します。さらに、**競争入札参加資格[10]**において求める履行実績が確認された場合は、契約保証金の納付を免除します。
イ アに関わらず、会社更生法に基づき更生計画手続開始の申立てがなされている者であって更生計画が認可されていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であって再生計画が認可されていない者においては、契約保証金の納付を要します。
- (4) 契約書の作成
落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。契約書は 2 通作成し、双方各 1 通ずつを保管します。また、契約書の作成にかかる費用はすべて落札者の負担とします。
ただし、契約金額が 200 万円以下の場合は、請書によることができます。
入札の手続等[23]において他団体に係る部分を併せて入札を執行するものとした場合、他団体に係る部分については、別途、**入札の手続等[23]**に示す団体と契約手続をしていただきます。
- (5) 入札の中止等
天災地変があった場合又は予算その他の理由によっては、入札又は開札の執行を延期若しくは中止又は入札方法を変更することがあります。
なお、これらの場合においても、入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とします。
- (6) 入札談合に関する情報があつた場合等の措置
入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、名古屋市住宅供給公社公正入札調査委員会の勧告又は意見に基づき、入札及び契約の公正性を確保するため、入札の中止、入札手続きの変更又は落札若しくは落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）その他必要と認める措置を講じることがあります。
- (7) 損害賠償の請求
この契約において、談合等の不正行為により本公社が被った金銭的損害の賠償については賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求します。
- (8) 本入札については、本公告に定めるものの他、定めのないものについては名古屋市住宅供給公社競争入札参加者手引に定めるところによります。
- (9) 落札決定後の契約辞退は、指名停止事由となります。

(10) その他、入札の**手続等[23]**に定める注意事項によります。

入札にあたっての注意

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行いますので、様式1-1を提出してください。